

四万十町事前復興まちづくり計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町事前復興まちづくり計画の策定等について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町事前復興まちづくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補充することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が決定するまでに行われる会議については、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第7条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するため、専門的な知識又は経験を有する

者とする。

- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。